

訪問サービス事業所 管理者 様
通所サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
地域支援担当課長 古野 由美子
介護サービス担当課長 吉竹 明紀子

介護予防・生活支援サービス事業に関する単価等の改定について（通知）

令和6年度介護報酬改定に伴い、本市の介護予防・生活支援サービス事業について下記のとおり改定いたしました。

については、改定内容等にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 主な改定内容

(1) 単価改定に関するもの（裏面：別表1）

予防給付型訪問サービス及び生活支援型訪問サービス
予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービス

2 施行期日

令和6年4月1日

3 介護予防・生活支援サービス事業に関する要綱等の改定について
要綱等は、市ホームページに掲載していますのでご確認ください。

※介護予防・生活支援サービス事業（予防給付型・生活支援型）の要綱

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16500250.html>

4 加算の届出について

申請の方法及び期日については、裏面のとおりです。

《お問い合わせ先》

【単価改定について】 電話 093-582-2060
地域福祉推進課

【各種届出について】 電話 093-582-2771

◎加算届 介護保険課（居宅サービス係）

◎処遇改善加算 介護保険課（事業者支援係）

別表1（単価改定）

予防給付型訪問サービス

内 容	現 行	改定後	施行日
予防給付型訪問サービス（Ⅰ）	1,176 単位	1,176 単位	(変更なし)
予防給付型訪問サービス（Ⅱ）	2,349 単位	2,349 単位	
予防給付型訪問サービス（Ⅲ）	3,727 単位	3,727 単位	
(新設) 口腔連携強化加算	—	50 単位	令和6年4月1日
(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算	—	100 分の1	
(新設) 業務継続計画未策定減算	—	100 分の1	令和7月4月1日

(変更あり) 同一建物減算（20人以上、50人以上、100分の90以上）部の追加
 (変更なし) 特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算、初回加算、生活機能向上連携加算、**処遇改善加算**、**特定処遇改善加算**、**ベースアップ等支援加算**

予防給付型通所サービス

内 容	現 行	改定後	施行日
予防給付型通所サービス（Ⅰ）	1,672 単位	1,798 単位	令和6年4月1日
予防給付型通所サービス（Ⅱ）	3,428 単位	3,621 単位	
(削除) 運動器機能向上加算	225 単位	—	
(削除) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480 単位	—	
(削除) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700 単位	—	
(新設) 一体的サービス提供加算	—	480 単位	
(削除) 事業所評価加算	120 単位	—	
(新設) 高齢者虐待防止措置未実施減算	—	100 分の1	令和7月4月1日
(新設) 業務継続計画未策定減算	—	100 分の1	
(新設) 送迎を行わない場合の減算	—	片道47 単位	令和6年4月1日

(変更なし) 中山間地域等提供加算、同一建物減算、**生活機能向上グループ活動加算**、**若年性認知症利用者受入加算**、**栄養アセスメント加算**、**栄養改善加算**、**口腔機能向上加算**、**サービス提供体制強化加算**、**生活機能向上連携加算**、**口腔・栄養スクリーニング加算**、**科学的介護推進体制加算**、**処遇改善加算**、**特定処遇改善加算**、**ベースアップ等支援加算**

生活支援型訪問サービス

内 容	現 行	改定後	施行日
生活支援型訪問サービス（Ⅰ）	921 単位	921 単位	（変更なし）
生活支援型訪問サービス（Ⅱ）	1,840 単位	1,840 単位	
生活支援型訪問サービス（Ⅲ）	2,762 単位	2,762 単位	
（新設）高齢者虐待防止措置未実施減算	—	100 分の 1	令和 6 年 4 月 1 日
（新設）業務継続計画未策定減算	—	100 分の 1	令和 7 年 4 月 1 日
（新設）介護職員等処遇改善加算	—	要綱参照	令和 6 年 6 月 1 日

（その他変更なし）

生活支援型通所サービス

内 容	現 行	改定後	施行日
生活支援型通所サービス（Ⅰ）	1,315 単位	1,414 単位	令和 6 年 4 月 1 日
生活支援型通所サービス（Ⅱ）	2,631 単位	2,779 単位	
（新設）高齢者虐待防止措置未実施減算	—	100 分の 1	
（新設）業務継続計画未策定減算	—	100 分の 1	令和 7 年 4 月 1 日
（新設）介護職員等処遇改善加算	—	要綱参照	令和 6 年 6 月 1 日

（変更なし）中山間地域等提供加算、送迎加算、入浴加算

*令和 6 年度介護報酬改定に係る届出（加算届）について

- 1 加算届新様式ホームページ掲載予定日 令和 6 年 4 月 2 日（火）以降
- 2 令和 6 年 4 月の加算届の特例的な取扱い
令和 6 年 4 月 15 日（金）までに（*必着）加算届を提出いただいた場合、特例的な取扱いとして令和 6 年 4 月 1 日に遡って算定します。
- 3 留意事項
 - ・令和 6 年 4 月から算定する加算については、新様式にてご提出ください。
 - ・令和 6 年 4 月以前の加算について、介護報酬改定により要件の見直しが行われているものもあるため、新要件に則した届け出（加算取下げの届け出も同様）を行ってください。
 - ・（網掛け）の加算は、届け出の対象となる加算です。
 - ・令和 6 年度の介護報酬改定に伴う新設又は改正される加算のみならず、従来どおりの加算についても、特例的な取扱いを適用します。